



育児休業等から復帰したときの 標準報酬月額改定 ～育児休業等終了時改定のしくみ～

今回は育児休業等（育児休業および育児休業の制度に準ずる措置による休業）から職務復帰したときに行うことができる「**育児休業等終了時改定**」について、ご説明します。

■ 育児休業等終了時改定とは？

育児休業等を終了した後、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このような場合、育児休業等を終了したときに**申出**をすること（※1）により、標準報酬月額を改定できます。

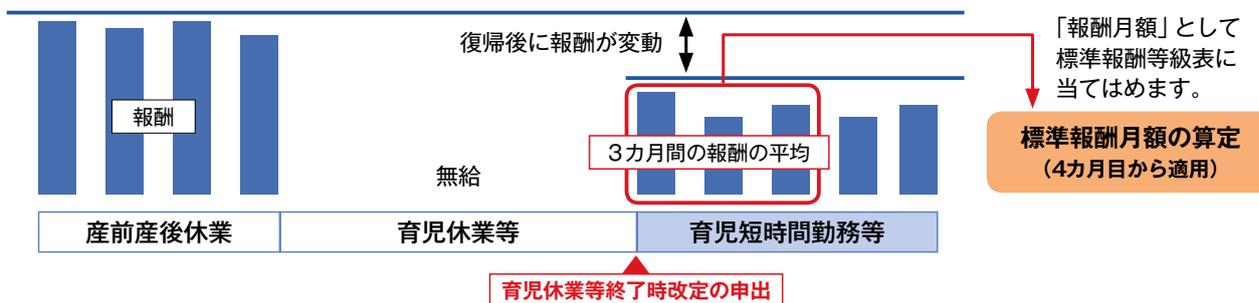
- 【対象となる方】**
- ① 育児休業等を終了した日において、当該育児休業等に係る**3歳未満の子を養育する方**（※2）
 - ② 当共済組合に**申出**（※3）を行った方

- ※1 申出をしない場合でも、固定的給与に変動があり要件を満たしたときは「随時改定」が行われます。随時改定については、本誌平成27年12月号「知っておきたい標準報酬制（第3回）」をご覧ください。
- ※2 育児休業等を終了した日の翌日に産前産後休業を開始している方を除きます。
- ※3 申出の方法については、所属されている支部にお問い合わせください。

■ 算定方法

育児休業等を終了した日の翌日が含まれる月以後の**3カ月間**に受けた報酬（※4）の平均額を「報酬月額」として標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を算定し、**その翌月**から標準報酬月額を改定します。

- ※4 支払基礎日数が17日未満の月については、その月の報酬を含めずに算定します。



例 10月1日に育児休業等から復帰し、育児休業等終了時改定の申出を行った場合



4カ月目（1月）以後の標準報酬月額について、10月から12月までの報酬の平均により算定した標準報酬月額に改定します。



ポイント

「随時改定」は、標準報酬の等級に2等級以上の差があるときに標準報酬月額の改定を行います。が、「育児休業等終了時改定」は1等級以上の差があれば標準報酬月額の改定を行います。

赤ちゃん……顔が赤く見えるから？

生まれたばかりの子どものことで「赤ん坊」「赤子」とも。新生児は皮膚が薄く、血液の色が透けて肌が赤く見えるという説、顔を真っ赤にして泣くからという説、「誕生」のイメージから太陽を連想させ、「太陽＝赤→赤ちゃん」となったとする説など諸説ある。また赤という色は「明るい」に由来するとされ、現世に生まれて明確に存在するようになったことを強調するため、「赤」という色のイメージが用いられたという説もある。

■こんなときはどうなるの？

Q1 月の途中で育児休業等から復帰する予定です。この場合の算定方法はどちらになりますか？

A1 月の途中で復帰した場合も、育児休業等を終了した日の翌日が含まれる月以後の3カ月間に受けた報酬の合計の平均額により算定しますが、復帰した月の支払基礎日数が17日未満であれば、その月は含めずに算定します。

例 5月20日に復帰した場合

5月の支払基礎日数は17日未満となりますので、6月と7月の報酬の平均により算定し、1等級以上の差がある場合は8月分からの標準報酬月額を改定します。

Q2 育児休業等を終了した後に育児短時間勤務や部分休業を取得しない予定ですが、申出はできますか？

A2 復帰後の勤務形態についての条件はありませんので、申出を行うことができます。

Q3 男性が育児休業等を取得した場合も、育児休業等終了時改定の対象になりますか？

A3 育児休業等を終了した日において3歳未満の子を養育している場合は、男性も対象となります。

■産前産後休業終了時改定について

産前産後休業を終了した日において当該産前産後休業に係る子を養育する方（※5）が、組合に申出を行ったとき、育児休業等終了時改定と同様に標準報酬月額を改定することができます。

※5 産前産後休業を終了した日の翌日に育児休業等を開始している方を除きます。

お知らせ 平成28年10月から厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます

平成28年10月から、厚生年金保険の標準報酬等級表に新たな等級（第1等級）が追加されます。

- 現在の等級（第1等級から第30等級まで）は1等級ずつ繰り下げられ第2等級から第31等級までとなります。（報酬月額や標準報酬月額の区分に変更はありません。）
- 短期給付や退職等年金給付に係る標準報酬等級表に変更はありません。

平成28年9月まで			平成28年10月から		
等級	報酬月額	標準報酬月額	等級	報酬月額	標準報酬月額
1	101,000円未満	98,000円	1	93,000円未満	88,000円
			2	93,000円以上～ 101,000円未満	98,000円
...
30	605,000円以上	620,000円	31	605,000円以上	620,000円

※ 新たな等級の追加
追加に伴い1等級ずつ繰り下げられます

○ 給与明細書の記載例

標準報酬月額が280,000円で、平成28年10月からの標準報酬月額に変更がない場合

平成28年9月

区分	等級	標準報酬月額
短期	17	280,000円
長期	厚生年金	280,000円
	退職等年金給付	280,000円

平成28年10月

区分	等級	標準報酬月額
短期	17	280,000円
長期	厚生年金	18
	退職等年金給付	17

厚生年金保険の等級数のみ変更になります。

※記載例であり、実際の記載内容と異なる場合があります。

標準報酬制の詳細および「標準報酬等級表」については、ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) ▶ [ピックアップコンテンツ「被用者年金制度の一元化に関する情報をまとめています」](#)

●次回「共済フォーラム12月号」では、「3歳未満の子を養育する期間の年金額の計算に使用する標準報酬の特例」についてご説明します。

マイナス金利……お金を預けると損をする？

預金や貸金の金利がマイナスになる金融政策。欧州の一部の銀行ではすでに採用されていて、2016年1月から日本銀行でも導入された。日本銀行は民間銀行から預かる一部の預金のみ適用。そうすることで資金が活発に動くようになり、融資がされやすくなるといったメリットが。一方、民間銀行では貯蓄の利子による収入が減少し、投資家の過剰な資金投入によって為替市場が不安定になるというリスクもある。

はみだしキーワード
トレンド